

発注基準Ⅱ（看板等）

入札参加資格：

以下（１）～（３）の区分に応じた建設業許可及び経審を受け、「交通安全施設」の入札参加資格を有すること

- （１）看板等のうち（２）を除くもの：「とび・土工工事業」
- （２）看板等のうち路面、壁面等に塗装するもの：「塗装工事業」
- （３）道路標識等：発注基準Ⅰの区分による。

かつ、以下①、②の区分に応じ、要件を設定すること

①設置箇所が奈良市内である場合：奈良市屋外広告物条例の規定に基づく屋外広告業の登録を受けていること

②設置箇所が奈良市以外の県内である場合：奈良県屋外広告物条例の規定に基づく屋外広告業の登録を受けていること

※設置箇所が①及び②に係る場合は、奈良市屋外広告物条例及び奈良県屋外広告物条例の規定に基づく屋外広告業の登録をともに受けていること。

予定価格	項 目	内 容
1 千万円 以上	入札方法	一般競争（単独） / 総合評価落札方式
	本店又は 営業所の 所在地	奈良県内
	経審点	600点以上
	許可区分	一般 又は 特定
1 千万円 未満	入札方法	指名競争（15者以上）
	本店の 所在地	奈良県内
	経審点	要件なし
	許可区分	一般 又は 特定

※看板等及び道路標識等を併せて発注する場合についても、本発注基準による。

※1千万円以上は、県内営業所を含む総合評定値（P点）600点以上の者による一般競争入札

※1千万円未満は、県内本店業者による指名競争入札

※看板等とは、屋外広告物（「屋外広告物法第2条第1項に定める『常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもの』」をいう。）のうち、以下のいずれにも該当しないものをいう。

- ①「道路法第2条2項の各号に定める道路の付属物及び同法第45条に定める道路標識又は区画線」
- ②「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（総理府・建設省令第3号）に基づき設置される道路標識、区画線及び道路標示」